

障害福祉サービス制度と 介護保険

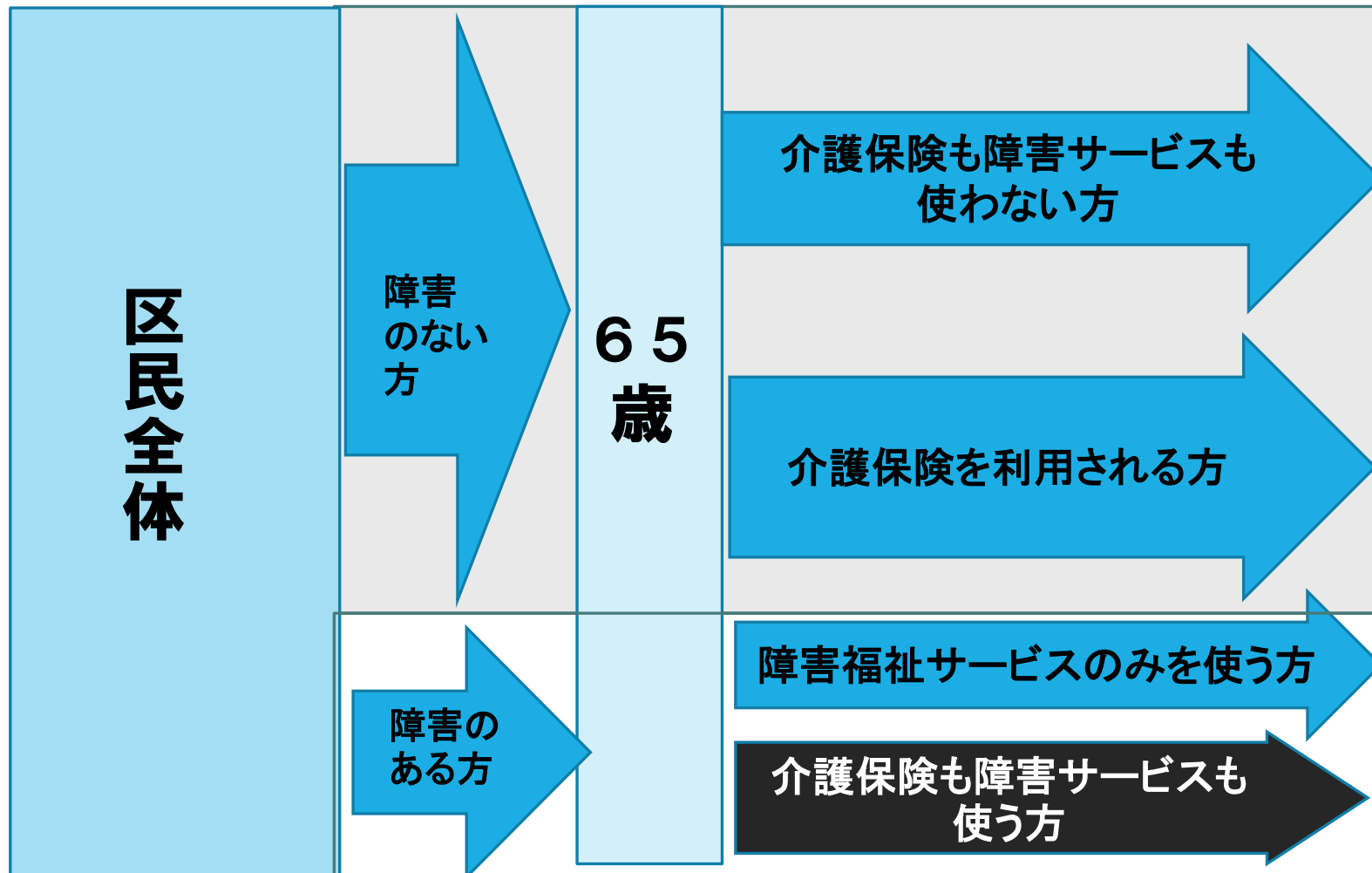
～スムーズな移行・併給に向けて～



令和2年度 協働提案事業
障害者生活支援課
ジグナー弘美

高齢者？障害者？

介護保険？障害福祉サービス？



介護保険制度と障害福祉サービスの比較①

	介護保険制度	障害福祉サービス
根拠法令	介護保険法	障害者総合支援法
サービスの対象者	65歳以上の方 及び 40歳以上で特定疾病が原因で 介護が必要となった方	障害者総合支援法に定める 障害者・児
実施主体	市町村	市町村
財源	主に介護保険料 (その他に公費等)	税
サービス体系	介護給付、予防給付 地域支援事業	介護給付、訓練等給付 地域相談支援

介護保険制度と障害福祉サービスの比較②

	介護保険制度	障害福祉サービス
サービス利用	要介護度に応じて利用可能	サービスごとに支給決定
給付上限の設定	要介護度に応じた 区分支給限度基準額	支給決定において 個別に支給量を設定
利用者負担	応益負担 (サービス量の1割負担)	応能負担 (負担能力に応じた負担)
支給決定プロセス ケアマネジメント	要介護度の認定 (→介護認定審査会) 居宅介護支援 (→介護支援専門員)	障害支援区分の認定 (→市町村審査会) 計画相談支援 (→相談支援専門員) 支給決定(市町村)
事業者指定	都道府県 地域密着型サービスは市町村	都道府県 特定相談支援事業は市町村

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

訪問系	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	有 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	有	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援送	有 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援送	有 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	有 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	介護給付	短期入所（ショートステイ）	有 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	有	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護	有	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設系	施設入所支援	有	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	介護給付	新規 自立生活援助	有	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助（グループホーム）	有	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	有	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練）	有	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	有	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型）	有	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型）	有	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		新規 就労定着支援	有	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

（注）表中の「有」「有 児」は「障害者」「児」が「障害児」であり、利用できるサービスマークを付している。

併給が考えられる障害福祉サービスメニュー①

日中活動(通所)系サービス

具体的に利用が考えられる通所サービスの一例

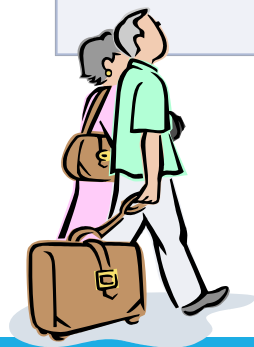
- ・就労継続支援A・B型
- ・自立訓練

デイサービスへの移行がスムーズに行われるよう
「就労継続支援B型」や「生活介護」
とデイサービスを併給する方もいます。

併給が考えられる障害福祉サービスメニュー②

外出支援系サービス

行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う。 (障害支援区分3以上、その他支給に関して条件あり)
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者につき、外出等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行なう。(外出時の代筆・代読を含む)



併給が考えられる障害福祉サービスメニュー③

訪問系サービス

介護保険にも同様のメニューがあるサービスです。その方の状況に合わせ、併給する場合があります。

居宅介護	身体介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行なう
	家事援助	障害により自分では困難な方の調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物などの支援を行なう
	通院等介助	病院への通院等にかかる移動介助または官公署での公的手続き等にかかる移動介助。
重度訪問介護		重度の障害により常時介護を要する方に、居宅における入浴・排泄・食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

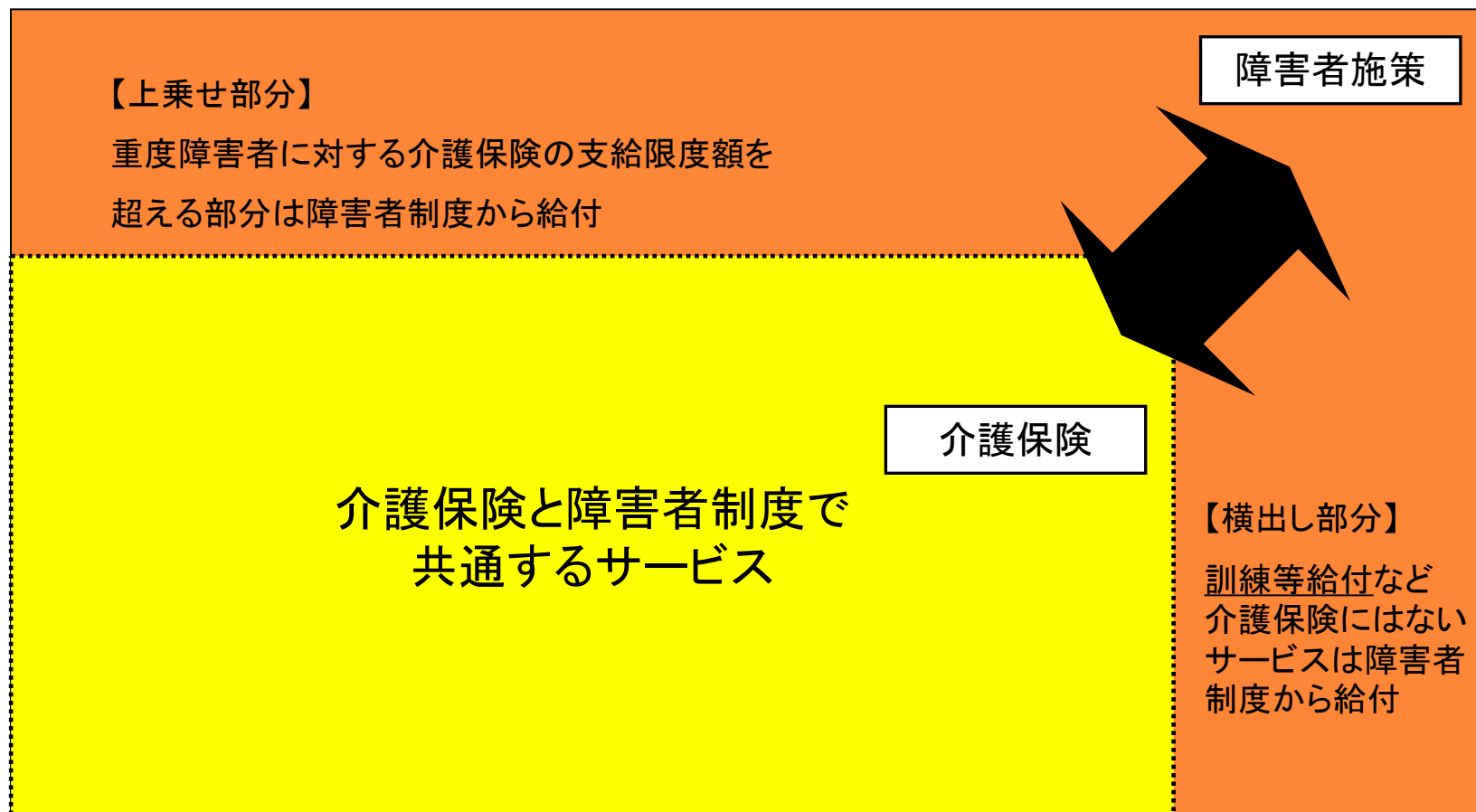
の一まらいふ杉並

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/normalife/index.html>

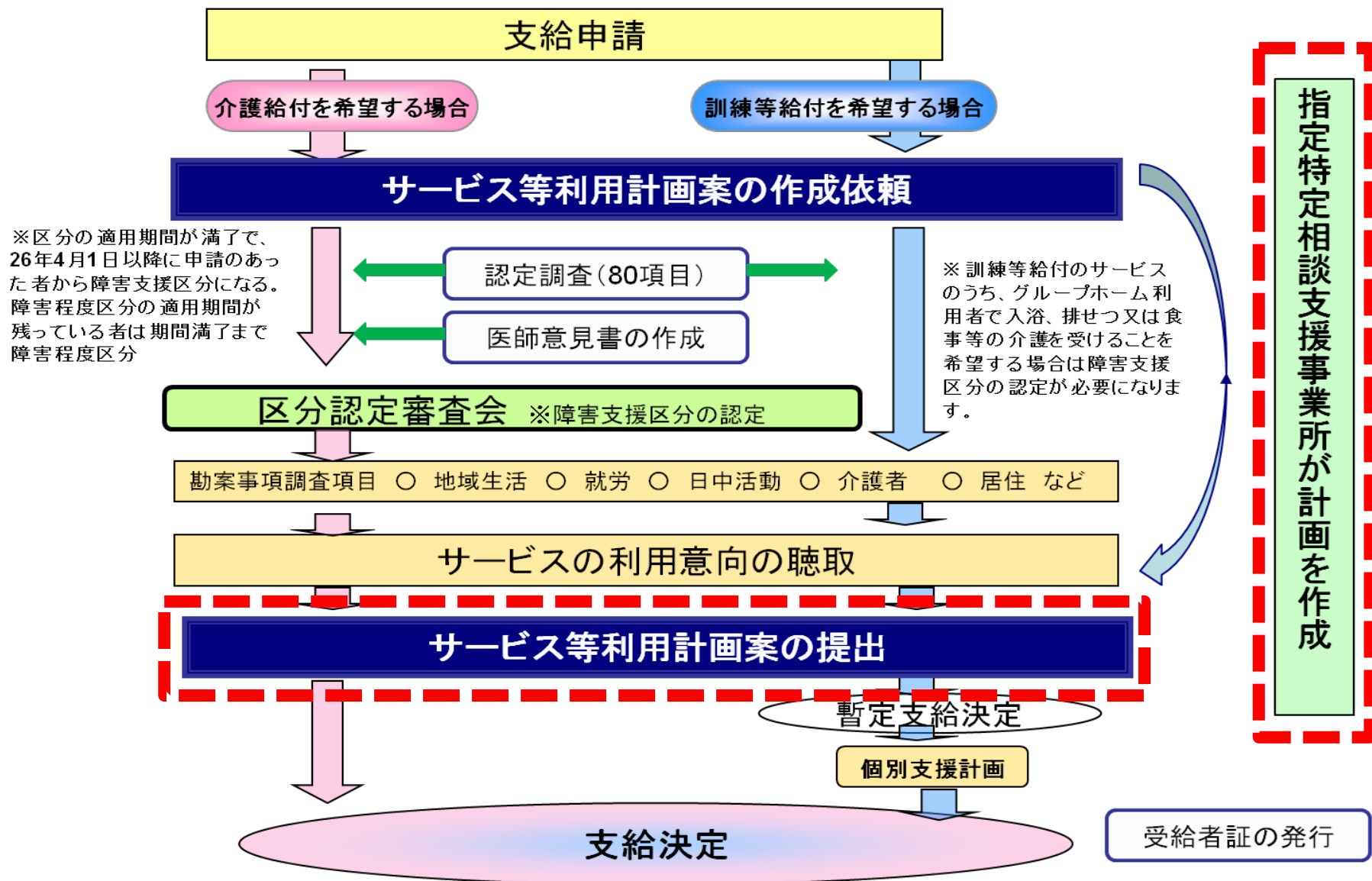
上記以外のサービスについても、案内しています。

障害者総合支援法と介護保険制度の関係

介護保険が適用される場合には、まず、介護保険が共通のサービス部分をカバーし、その「上乗せ」や「横出し」部分を障害者施策が提供



障害福祉サービス利用の流れ(18歳以上の場合)



介護保険サービスと障害福祉サービス併給者について

**介護保険サービスと障害福祉サービス併給者は
ケアプランでの包含が原則！**

ケアプランに障害福祉サービスを
包含することで障害福祉サービスの
支給決定ができるケース

介護保険サービス

障害福祉サービス

ケアプラン

障害福祉サービスの支給量や種類の
変更が頻繁で度々の調整が必要となる
ようなケースで区が必要と認めた場合

障害福祉サービス

介護保険サービス

サービス等利用計画

ケアプラン

障害者施策課<支給決定>

地域ネットワーク
推進係がお手伝い

ケアプランに障害福祉サービスも包含する場合

①ケアプラン作成時

⇒本人が利用している障害福祉サービスも載せていただく。

②障害福祉サービスの更新時(誕生月更新)

(区から本人あてに更新の申請書を送付し、必要事項を記載の上、返送していただいています。申請書の返送がないとサービスの更新ができません。)

⇒直近のケアプランのコピーを障害者施策課地域ネットワーク推進係に提出していただく。(新たにケアプランを作成する必要はありません)

※上記①②により障害福祉サービスの支給決定、受給者証交付

新高額障害福祉サービス等給付費のご案内

平成 30 年 4 月より、65 歳に到達した後に障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した方の利用者負担額を償還払いする制度が始まりました。

事業所へ利用料のお支払いは必要です。
事業所に利用料のお支払をしていただいた後、対象サービス
分の利用料を区からご申請の口座へ振込みます。

対象者要件

- ① 65 歳に達する前 5 年間、切れ目なく障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所)の支給決定を受けていた方
- ② 65 歳に達する日の前日に障害支援(程度)区分が 2 以上で、かつご本人及びその配偶者の課税区分が 65 歳に達する日の前日及び申請する利用料が属する年度に非課税・生活保護となる方
- ③ 65 歳までに特定疾病による介護保険サービスの利用がない方
- ④ 65 歳到達後、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護の利用がある方

※①～④の要件すべてを満たしている方が、今回の償還払いの対象となります。

次ページ以降に具体例や手続き
の流れについて説明があります。

杉並区保健福祉部障害者施策課認定・給付係
(区役所東棟 1 階 11 番窓口)
〒166-8570
杉並区阿佐谷南 1-15-1
TEL: 3312-2111 (内線 1156)

(例①: 杉男さん 60 歳～65 歳の間、居宅介護及び重度訪問介護を利用)



障害支援区分 6
65 歳に達する日の前日と申請する利用料が属する年度に非課税(単身)
65 歳までに介護保険の利用なし

60 歳 61 歳 62 歳 63 歳 64 歳 65 歳

居宅介護(2 年)

重度訪問介護(3 年)

訪問介護



対象です。

(例②: 杉子さん 60 歳～65 歳の間、就労継続支援 B 型及び生活介護を利用)



障害程度区分 2
配偶者含め 65 歳に達する日の前日と申請する利用料が属する年度に非課税
65 歳までに介護保険の利用なし

60 歳 61 歳 62 歳 63 歳 64 歳 65 歳

就労継続支援 B 型(3 年)

生活介護(2 年)

通所介護



対象外です。

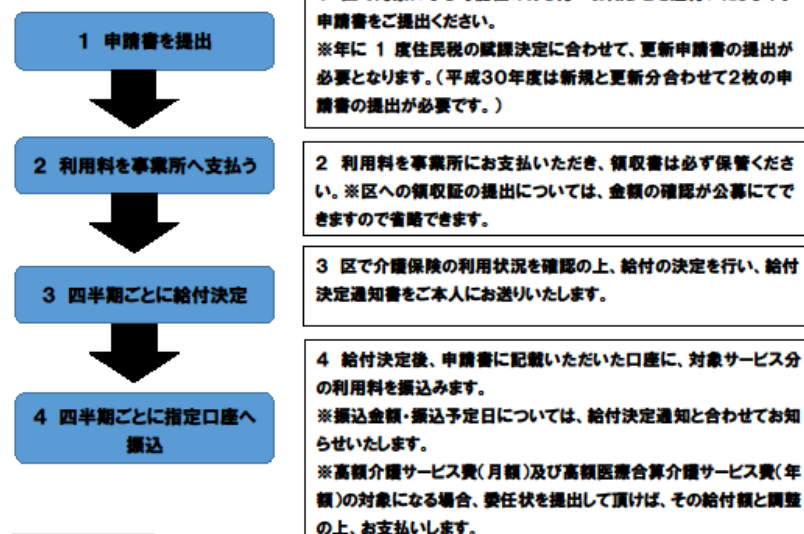
※対象となる障害福祉サービスの利用期間が不足しています。

4 ページ目の図を使ってご自身が
今回の給付費の対象になるか確
認してみましょう。



申請手続き

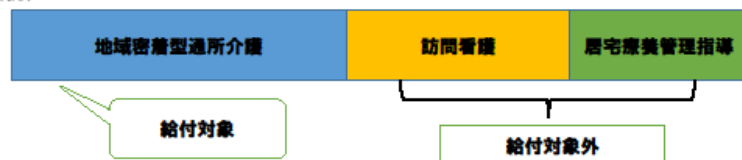
新高額障害福祉サービス等給付費を受給するには、申請手続きが必要です。障害福祉サービスの決定を受けたことのある方で且つ対象になる可能性がある方には、区からお知らせを送付しますので、申請書を下記担当窓口まで郵送または持参してください。

給付費申請の流れ**申請時の注意点**

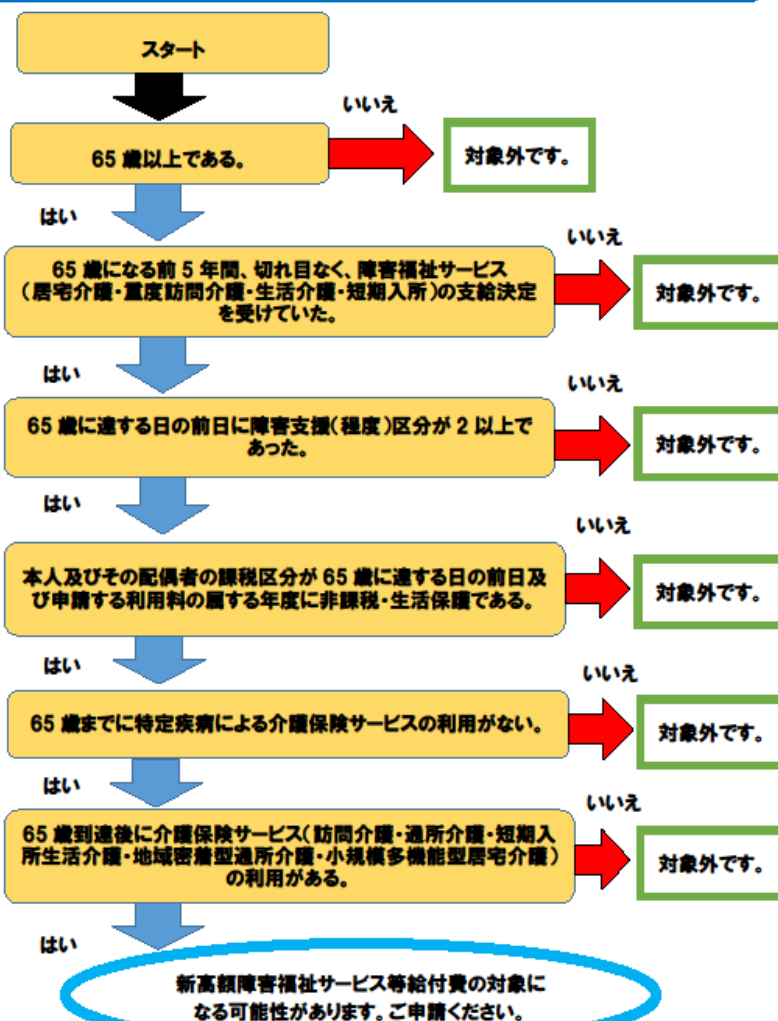
○次の費用については、新高額障害福祉サービス等給付費の算定対象となりません。

- 1 全額自己負担で利用するサービス利用費
- 2 介護保険給付の訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護以外のサービス利用に係る利用者負担額

(例)



3

ご自身が新高額障害福祉サービス等給付費の対象になるか確認してみましょう

4

ご相談は・・・

杉並区役所 東棟1階 11番窓口 障害者施策課

Tel 03-3312-2111(区役所代表電話)

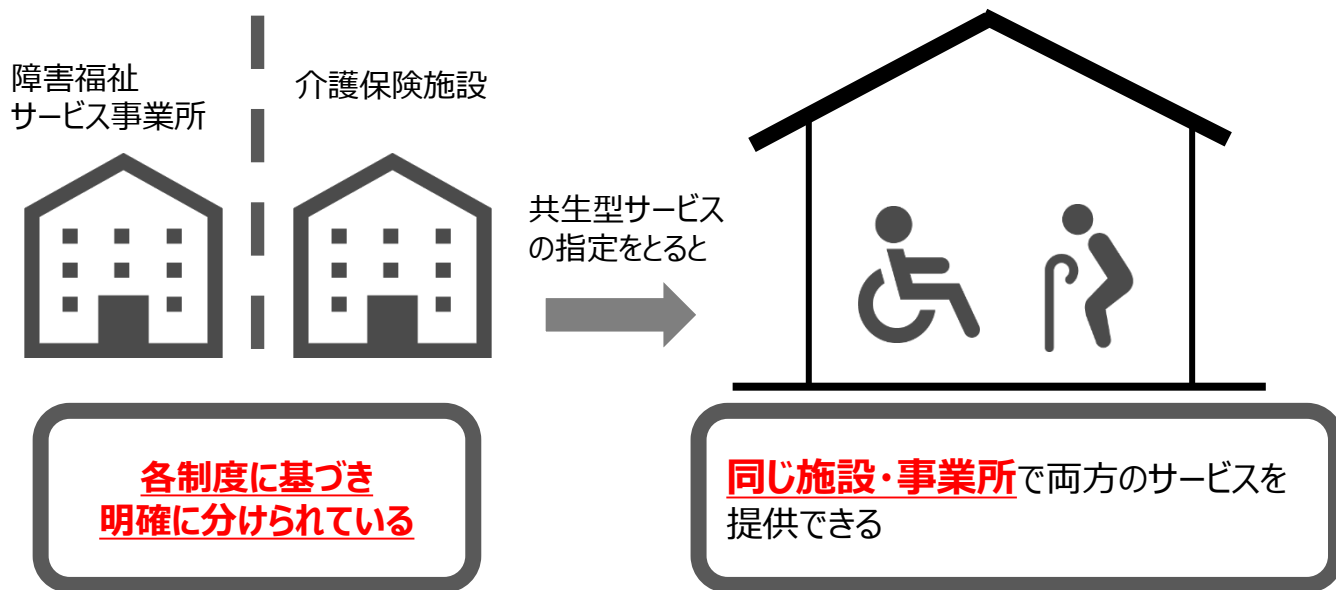
fax03-3312-8808

《サービス利用、ケアプランへの包含等に関すること》

地域ネットワーク推進係 内線1172・1173・1175・1176・1185・1186

共生型サービスとは①

介護保険または、障害福祉サービスのいずれかの指定を受けている事業所が、
もう一方の制度の指定を受け、同一事業所で両方のサービスを提供すること



共生型サービスとは②

■サービスの組み合わせ

	介護保険	障害福祉サービス
通所サービス	通所介護（デイサービス）	生活介護
ホームヘルプ	訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
ショートステイ	短期入所生活介護	短期入所

中でも

介護保険のデイサービス事業所に障害福祉サービスの生活介護

の指定を取ってもらうことを**促進**したいと考えている。

障害者総合支援法と介護保険制度の関係

- 今まで障害福祉サービスを利用されていた方も、65歳を迎えれば**介護保険サービスの対象者**となります。
- 何らかの支援が必要な場合、介護保険サービスから支給となるのか、障害福祉サービスからの支給となるのか、あるいは併給する必要があるのか、**個々の状況を確認する**必要があります。

介護保険？

併給？



障害福祉サービス？

障害者総合支援法と介護保険制度の関係

○高齢でも若者でも、障害があってもなくても、
ケアマネジメントの理念は同じ

○ニーズに応えるには、どのような策があるか？

1 本人の力・家族の力 → 自立を支援

2 地域の資源

(1)フォーマル (2)インフォーマル

を組み合わせ、生活全体を支えていく。